

九州大学名誉博士授与規則

平成16年度九大規則第79号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：平成27年 2月24日
(平成26年度九大規則第102号)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、この規則の定めるところにより、名誉博士の称号を授与することができる。

第2条 名誉博士の称号は、学術文化の発展に多大な寄与があった者で、次の各号のいずれかに該当するものに授与する。

- (1) 本学の教育研究上特に顕著な功績があった者
- (2) 国際文化交流を通じ、本学の教育研究上顕著な功績があった外国人
- (3) 本学に勤務した外国人教師で、特に顕著な功績があった者

第3条 名誉博士の称号は、教育研究評議会の議を経て総長が授与する。

第4条 名誉学位記の様式は、別記のとおりとする。

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第48号）

この規則は、平成22年3月15日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第102号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別 記

名 博 第 号	年 月 日	氏 名
九 州 大 学	あなた は 学 術 文 化 の 発 展 に 多 大 の 寄 与 を さ れ か つ 本 学 に お け る 教 育 研 究 上 顕 著 な 功 績 が あ り ま し た の で 九 州 大 学 名 誉 博 士 の 称 号 を 授 与 し ま す	名 誉 学 位 記

備 考

授与に当たっては、必要に応じて被授与者の母国語による翻訳文を添付する。